

仕 様 書

1. 件 名 浜田公共職業安定所の窓口案内システムの調達契約

2. 納入場所 島根県浜田市殿町 21-6

3. 納入期限 令和8年3月30日（月）

4. 窓口案内システム全般の機能及び作業概要

- 各窓口へのスムーズな誘導のため、来所者の利用目的別に職員が番号札を発券し、窓口カウンターからの番号呼出端末に連動して、音声及び各種ディスプレイに番号で窓口に案内を行う。また、呼出番号を発券した時刻や呼び出した時刻、応対完了するまでの待ち時間を集計でき、総発券枚数・時間別の発券枚数・業務種ごとの呼び出し人数・平均待ち時間数・最大待ち時間数などが集計できるシステムとする。
- システムが正常に稼働する各種機器を準備し、ソフトウェアのインストール、各種設定作業、現地設置作業を行うこと。
- システム接続機器（発券端末、各種表示器、番号呼出端末等）の合計が最大約100台程度まで接続対応可能であること。
- システムの電源を入れることで自動的にソフトが立ち上ること。
- 職員によるシステム設定変更（発券枚数、業務種別名、画面表示の変更等）が容易に行えること。
- ソフトウェアの使用にライセンスが必要な場合にはその費用を含めること。ただし、ライセンスの使用は無期限であること。
- 本システムは現時点において、インターネット接続によるアクセスは不可としており、外部からの遠隔監視、操作等は禁止することとする。
- 通信料等のランニングコストが発生しないこと（消耗品、電気代を除く）。
- 各種電源は各設置場所にある既存の電源及び延長コードを利用することは構わない。ただし、電気容量等を確認のうえ使用することとする。また、既存の設備で足りない場合には、納入業者において電源の増設、延長コードの準備を行うこと。
- システムを稼働させるパソコンについては、定期的に職員がウィルスに感染していないかチェックすることを想定しているため、USBタイプのウィルスチェックツールを納入業者にて準備すること。また、ウィルスチェックツールは1個で複数台の端末に対応できるものであり、最低5年間のライセンスが付与されているものとする。

5. システム構成機器・仕様

ア. 受付番号発券機

- (1) デスクトップ型パソコン 1台
- (2) タッチパネル式液晶ディスプレイ 1台
- (3) 番号発券用プリンター 1台
- (4) 機器設置用ラック 1台

- ・システムが稼働するデスクトップ型パソコンと、それに連動するタッチパネル式液晶ディスプレイ（画面サイズ 21 インチ程度）及び発券プリンターを準備して、案内したい業務を画面上でタッチ操作を行うことで、感熱方式により印字された番号札を発券できること。上記パソコンについて、OS は Windows11Pro とし、システムが円滑に稼働するものであればメーカー及び仕様は問わないものとする。ただし、メーカー純正品の Windows11Pro 用リカバリメディアを添付すること。
- ・受付番号発券業務に必要な主な機器（パソコン、ディスプレイ、発券プリンターなど）及び機器設置用ラックは 1 階受付窓口付近に設置すること。なお、具体的な設置場所については、現地担当者と打ち合わせのうえ決定するものとする。
- ・発券作業は基本的に職員が行うものとする。ただし、来所者が発券作業を行うことも可能な製品であること。
- ・発券枚数は業務ごとに、1 枚発券、2 枚発券の設定が可能のこと。発券番号帯は 4 枠（1 ~ 9999）まで対応可能のこと。また、12 種類以上の業務の設定ができ、業務ごとにボタンの階層化設定が可能で、1 枠単位で発券番号帯の設定が可能のこと。
- ・タッチパネルの画面上で各業務種別の表示ができる。表示内容は現地担当者と打ち合わせのうえ決定し、設定しておくこと。また、画面上に表示する業務種別及びその表示内容を任意に設定変更がされること。
- ・受付番号札には「受付番号」、「発券年月日」、「業務種別名」のほか「二次元コード」、「バーコード」、「広告画像等情報」などを印字することができ、これらの設定を任意に変更することが可能のこと。
- ・通常の発券とは別に複数の業務を選択して同一の番号で発券がされること。
- ・日本語のほかに、タッチパネル上で簡単な切り替え操作により、タッチパネルの画面表示及び番号券の表示言語を英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語を含む多言語に変更が可能のこと。
- ・発券用紙は感熱紙タイプかつロールタイプとし、用紙切れの際は簡易に交換できること。
- ・(2) の液晶ディスプレイの大きさは、幅 500mm × 奥行 60mm × 高さ 320mm 程度以内であること。(3) の発見用プリンターの大きさは、幅 130mm × 高さ 130mm × 奥行 130mm 程度以内であること。また、(4) の機器設置用ラックの大きさは幅 630mm × 奥行 800mm × 高さ 1600mm 程度以内で、可変式の棚が 2 枚以上あること。

イ. 番号案内表示モニター連動用端末

(1) ノート型パソコン 1 台

- ・システムが稼働するノート型パソコン（画面サイズ 15 インチ程度）を準備し、パソコンの画面を映像・音声送信機及び受信機等を用いるなどして番号案内表示モニターに連動させて表示が可能のこと。
- ・使用するソフトウェアがシステム基本ソフトのライセンスでは貰えない場合には、別途納入業者にて準備すること。その場合のライセンスは無期限であること。
- ・上記パソコンについて、OS は Windows11Pro とし、システムが円滑に稼働するものであれ

ばメーカー及び仕様は間わないものとする。ただし、メーカー純正品の Windows11Pro 用リカバリー・メディアを添付すること。

ウ. 番号呼出端末

- (1) タッチパネル式タブレット端末（バッテリーレスタイル） 11台
- ・システムが稼働する全台同一機種の液晶タッチパネル式タブレット端末（画面サイズ7インチ程度）を各窓口に準備し、発券した番号を画面上でタッチ操作を行うことで、各種表示装置、発券機などの他の機器と連動して、番号の呼び出しができること。
 - ・液晶画面の回転機能、縦向きや横向きの固定機能があること。
 - ・今後の端末増設やレイアウトの変更を容易にするため、端末の通信方法は無線通信対応であること。無線対応にするために必要な無線 LAN アクセスポイント(2カ所)及び給電 HUB(3カ所)を整備することとし、納入業者にて設置・設定すること。
 - ・バッテリー膨張による故障を防止するため、常に電源を供給させて使用できるバッテリーレス仕様の端末であること。また、電源供給するために必要な AC アダプター（コード長さ2m 程度）を添付すること。
 - ・使用中に本体から電源コードが不用意に抜けないようにするため及び本体の盗難対策も兼ねて、AC アダプターの抜け防止金具が装着されていること。なお、上記の対策のないもので納入する場合には、納入業者にてセキュリティーウィヤーなどを用いた盗難対策を講じること。
 - ・使用に関して、職員1名または隣り合う職員2名で共用で使用することを想定しており、それぞれの環境下で職員の手元での操作が可能なものであること。
 - ・順番呼出し、再呼出し、任意呼出し（待機中の番号の中から任意の番号を呼び出すこと）、番号指定呼出し（番号を任意に入力して呼び出すこと）、不在者の保留、任意保留、保留解除、取り消しなどの操作ができること。また、1台の端末ですべての業務種別の操作が行えること。
 - ・全体及び業務種別ごとの待ち人数・待ち時間の表示ができること。対応する業務を限定して選択する場合には、対応する業務のみの待ち人数・待ち時間表示ができること。
 - ・一度呼出した番号に対して職員が呼出端末で次に対応する業務を追加・修正登録ができ、他の窓口で再度呼び出しができること。また、2業務目以降の順番は、最初の発券時間で対応ができること。
 - ・将来的に呼出窓口数の増加に対応にできるように、番号呼出端末の総台数は 50 台以上使用可能なものであること。なお、本仕様のまま番号呼出端末のみを増設する場合は、端末の費用とソフト、設定のための出張費、基本料金等以外は発生しないようすること。
 - ・大きさは、幅 190mm×奥行 25mm×高さ 125mm (7インチ) 程度であること。

エ. 番号案内個別表示器

- (1) 番号案内個別表示器（本体） 6台
- ・表示は視認性に優れたもので、各番号呼出端末に紐づけた窓口番号（2桁）及び呼出番号（4桁）までを表示し、チャイムと音声での呼び出しができ、音量調節ができること。
 - ・表示器の裏面には、各種番号や待ち人数、待ち時間などの情報の表示ができること。

- ・表示器はすべて天井面から吊り下げ設置をすること。なお、具体的な設置場所については、現地担当者と打ち合わせのうえ決定するものとする。
- また、将来的にレイアウト変更等に対応できるように、再利用可能であること。
- ・大きさは、幅 400mm×奥行 63mm×高さ 160mm 程度であること。
- ・本体重量は、2kg 程度であること。

才．番号案内表示モニター

- (1) 番号案内表示モニター（本体） 1台（1階待合に設置）
- (2) (1) の取付スタンド 1台
- ・(1) の画面サイズは 50 インチ程度、薄型・軽量型であり、キャスター付の手動上下昇降式スタンドに設置をすること。なお、設置場所は現地担当者と打ち合わせのうえ決定するものとする。
 - ・各番号呼出端末による操作に連動し、チャイムと音声、モニターの画面上でのポップアップ表示により、窓口番号（2桁）及び呼出番号（4桁）までの案内が行えること。また、音量調節ができること。
 - ・全体の待ち人数や待ち時間、呼び出し状況をリアルタイムで表示できること。また、職員による設定変更や操作が可能のこと。
 - ・発券機で外国語が選択されて発券された場合、該当する番号を呼び出した際には選択された外国語の音声で呼出しができること。呼び出しの際の外国語の音声は自動翻訳機能によるものであること。
 - ・表示内容について、一種類の表示内容に固定するタイプと、数秒ごとに数種類の画面に切り替わるタイプなど、多様に任意の設定ができること。また、表示内容として、保留された番号の一覧、業務種別ごとの待ち人数及び目安待ち時間、直前に呼び出された番号、安定所からのお知らせ等の画像、動画などが表示できること。
 - ・映像・音声受信機及び送信機等を用いるなどして番号案内表示モニター連動用端末（ノート型パソコン）と常時接続をして、表示内容の設定変更などができること。
 - ・(1) のモニターサイズは、幅 1130mm×奥行 70mm×高さ 650mm 程度であること。
 - ・(2) のスタンドは高さを 2100mm 程度まで調整でき、モニターの角度調整も可能であること。また、ベースフレームへのつまずきを防止するためバンパーが装着されていること。

7．操作研修及び初回稼働日の立ち合い

- ・システムの操作マニュアルを作成するとともに、職員に対し操作研修を実施すること。
- ・システムの最初の稼働日は、必ず納入業者又はメーカーにて現地訪問のうえ、トラブル対応、使用方法の説明等を行うこと。

8．その他共通事項

- ・調達物品は新品であること。なお、製品によっては参考製品を示しているため、別紙 1 を確

認すること。

- ・納入する製品は、参考製品と同等の使用を有する場合に限り、参考製品以外での納品を可とする。ただし、参考製品以外で応札を希望する場合には、必ず入札前までのところで、現地設置場所の確認及び配線経路の確認を実施すること。現地確認を行う場合、10の【設置場所担当者】に事前連絡をし、日時の調整をすること。

上記を実施後、入札説明書6に従い、別紙3同等品承認申請書を担当者あて製品等の説明を行ったうえで提出し、承認を得ること。提出の際、参考製品と対比した納入希望製品一覧表と仕様の分かる資料を添付すること。

- ・参考商品以外で納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講ずること。
- ・納入する主な製品はグリーン購入法適合品又は可能な限り環境に配慮した製品であること。
- ・各機器の設置場所等の具体的な内容については現地担当者と打ち合わせのうえ決定すること。
- ・浜田公共職業安定所内はOAフロアでないため、配線材は天井裏へ通して敷設すること。
- ・設置時に、浜田公共職業安定所内の施設、備品を破損しないよう注意し、火災、傷害、盗難等の事故防止には万全の注意を払うこと。また、事故回避のために必要な安全対策をとり、必要に応じて養生を行うこと。
- ・万一事故が発生した場合には、すべて自らの責任において原状回復を行うこと。本仕様書に記載されていない簡易な作業が必要となった場合には、可能な限り対応すること。
- ・納入後は、清掃及び梱包材等で不要なものの回収処分を納入業者の責任において行うこと。
- ・納入作業に際し知りえた秘密、情報等は漏らしてはならない（守秘義務）。

9. 保守体制

- ・障害発生時には、窓口を契約業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- ・本仕様内での運用に不具合が生じた場合において、現地担当者より連絡を受けた場合には、当日中に一時対応（現地訪問対応又は電話対応）を実施すること。また、以下の点についても併せて留意のうえ、対応を講じること。
- ・メーカー保証期間内にあるものは各保証規定に基づいて、各メーカーと連携を図り早急に障害の解消に努めること。特に、受付番号発券機や番号呼出端末は代替品などを早急に設置し、できる限り業務に支障が起きないように努めること。またメーカー保証期間のないものであっても、通常の使用において故障したものについては、納入後最低1年間は納入業者にて、メーカー保証と同様な内容にて障害の解消に努めること。
- ・納入後最低1年間はソフトウェア及び機器の故障による障害が発生した場合には、納入業者にて無償で復旧に努めること。また、機器の保証規定外または保証期間が終了している場合で、その対応に別途費用が発生するような場合には、早急に費用を算出し当局の担当部署に了承を得たうえで復旧作業を実施することとする。
- ・システムメーカーの拠点が島根県下または隣県にあり、アフターメンテナンス専門員が常駐していること等、出来る限り2営業日以内に修理、代替機等による対応等システムの復旧が

可能な体制があること。

- ・初回消耗品として、受付番号券の発券に必要な感熱ロール紙を 90 巻準備すること。1 巻あたり概ね番号券 800 枚以上になること。

10. 問い合わせ先

【本仕様に係る問い合わせ先】

島根労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 朝木

電話 0852-20-7016

【設置場所担当者】

浜田公共職業安定所 管理課 小田川

職業相談部門 河内

電話 0855-22-8609